

土企第2633号
平成24年3月30日

知事部局各部長
教育長
警察本部長
企業局長
病院事業局長
土木建築部各課・事務所長

} 殿

土木建築部長
(公印省略)

建設工事における入札保証金の取扱いについて

みだしのことについて、下記のとおり改正したので通知します。

記

- 1 改正理由
沖縄県財務規則第100条の改正に伴う改正
- 2 改正の要点
沖縄県財務規則第100条第2項第4号に規定する設計金額4億円未満の建設工事に係る競争入札について、入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除する。
- 3 施行年月日
平成24年4月1日
- 4 適用年月日
平成24年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。
- 5 送付書類
新旧対照表
※平成24年3月30日付公報に「沖縄県財務規則の一部を改正する規則」が掲載されますのでご確認ください。



建設工事における入札保証金の取扱いについて

1 設計金額の区分による入札保証金の取扱いについて

(1) 設計金額が4億円以上

入札ボンド対象工事となり、全ての入札参加者は入札保証金等の納付が必要です。

(2) 設計金額が4億円未満

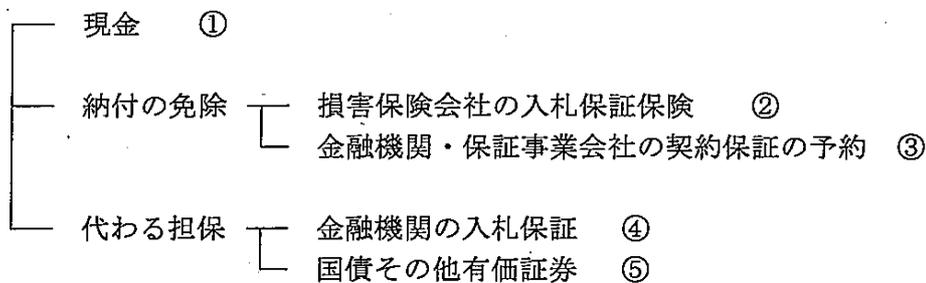
契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは免除となります。

設計金額	改正前	改正後 (h24,4,1 から)
4億円以上	一律納付	一律納付
4億円未満 1,5億円以上	過去2年間に2回以上の実績があれば免除、なければ納付	免除 ※
1,5億円未満	免除	

※ 沖縄県財務規則の一部改正により、平成24年4月1日以降に競争入札に付する設計金額4億円未満の建設工事において、入札参加者が契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

2 設計金額4億円以上の入札に係る入札保証金について

入札保証金等が一律納付となり、下記図の①～⑤のいずれかを納付又は提供する必要があります。



3 入札保証金等の納付額について

入札保証金等の納付額は、入札金額に消費税込みの5%以上となっています。

また、金融機関・保証事業会社の契約保証の予約については、契約希望金額が入札金額(税込み)以上又は保証金額が入札金額(税込み)の100分の10以上の予約証書となります。

4 提出日時・提出方法について

提出日時や提出方法については、入札公告及び入札説明書に記載します。

建設工事の入札にかかる入札保証金等の取扱いフロー図

	入札保証金	有価証券等	金融機関の保証	保険会社との入札保証保険契約	金融機関・保証事業者会社との契約保証の予約
保証金額	見積る契約金額の5/100以上				10/100以上
納付方法	小切手で額面を確認し納付書を発行。業者は納付書をもって金融機関で納める	有価証券払込書で受け、業者には有価証券保管(受領)証を交付する。	保証書の提出	保険証券の提出	予約証書の提出
納付時期	資格確認通知後、入札書提出期限までに郵送又は持参する。				
保証額の変更	すでに納付又は提出した入札保証金の金額等又は契約保証の予約に係る契約希望金額は変更できない				
開札・落札者決定					
落札者とならなかった者	業者からの請求書提出後、入札保証金払戻し	有価証券保管証の提示を受け、払出し	入札参加者を経由して金融機関に保証書を返還	保険証券や予約証書は原則返却しない	
落札者	契約保証金の一部に充当	契約締結後(契約保証金等を納付後)払出し	新たな契約保証を取り付ける		
落札者が契約を結ばない場合	入札保証金を歳入に組み入れ	有価証券等を歳入に組み入れ	金融機関へ保証金請求	保険会社へ保険金請求	見積もる契約金額の5/100を落札者に損害賠償請求
入札保証金預かり期間・保証期間	入札締切日から開札後落札者が決定するまで		一般競争入札は1ヶ月、総合評価方式では2ヶ月の保証期間を求めている		

メモ